三菱自動車 電動車両サポート

会員規約新旧対照表 2017年4月1日改定

第1条(記載省略)

第2条(定義)

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義されるものとします。

- (1) (2) (記載省略)
- (3)「会員等」とは、会員、又は第5条第5項及び 第6項により本サービスを利用する者をいいます。
- (4) 「個人会員」とは、会員のうち個人(事業のために本サービスの会員となる個人を除きます)をいいます。
- (5) (6) (記載省略)
- (7) 「電動車両」とは、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車 (Electric Vehicle、EV) 又は外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車 (Plug -in Hybrid Electric Vehicle、PHEV) をいいます。
- (8)「充電器」とは、電動車両を充電するための急速充電器及び普通充電器をいいます。
- (9)「充電認証器」とは、充電器に設置された、会員の認証に必要な情報を読み取り、有効な会員であることを認証する機器をいいます。
- (10) 「NCS」とは、合同会社日本充電サービスをいいます。
- (11) 「NCSネットワーク」とは、NCSが提供する、NCSが利用権を有する充電器及び充電認証器を用いた充電サービスである「NCS充電インフラネットワークサービス」をいいます。
- (12) 「会員 ID」とは、当社が会員に付与する、 本サービスを利用するにあたって必要となる IDをいいます。
- (13) 「パスワード」とは、当社ウェブサイトの会員専用ページにアクセスする際に必要なログイン用のパスワードをいいます。
- (14) 「充電スポット」とは、当社ウェブサイトに て指定する充電サービスの提供場所をいいます。
- (15) 「充電サービス」とは、会員が充電スポット において、事前に当社に登録して頂いた電動車両の充 電を行うことができるサービスをいいます。
- (16) 「付帯サービス」とは、当社ウェブサイトで 指定する、充電サービス以外の、会員向けの各種サー ビスをいいます。

第1条 (現行通り) 第2条 (定義)

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義される ものとします。

- (1)(2)(現行通り)
- (3)「会員等」とは、会員、及び利用者をいいます。
- (4)「個人会員」とは、会員のうち個人をいいます。
- (5)(6)(現行通り)
- (7)「利用者」とは、第5条第7項に規定する意味を 有します。
- (8)「料金」とは、入会金、基本料金、充電器利用料、カード再発行手数料、プラン変更手数料、退会金、本規約にて定められた本サービスの対価及びその他本規約に基づき会員が支払うべき債務を総称していいます。
- (9)「充電器利用料」とは、当社ウェブサイトに掲示する料金表に定める料金プランの種別に基づき計算される充電器の利用に対する料金をいいます。
- (10)「法人契約利用者」とは、第5条第6項に規定した意味を有します。
- (11)「申込者」とは、本サービスの利用のため、会員登録の申し込みをする者をいいます。
- (12)「電動車両」とは、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車(Electric Vehicle、EV)又は外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車(Plug -in Hybrid Electric Vehicle、PHEV)をいいます。
- (13)「登録車両」とは、第7条に規定の手続きを経て登録した電動車両をいいます。
- (14)「サービス提供会社」とは、第17条第1項に 規定する意味を有します。
- (15)「充電器」とは、電動車両を充電するための急速充電器及び普通充電器をいいます。
- (16)「充電認証器」とは、充電器に設置された、会員の認証に必要な情報を読み取り、有効な会員であることを認証する機器をいいます。
- (17)「NCS」とは、合同会社日本充電サービスを いいます。
- (18)「NCSネットワーク」とは、NCSが提供する、NCSが利用権を有する充電器及び充電認証器を用いた充電サービスである「NCS充電インフラネットワークサービス」をいいます。

- (17)「本サービス」とは、充電サービス及び付帯サービスをいいます。
- (18) 「充電カード」とは、本サービスを利用する ために必要な、当社の発行する認証カードであって、 あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録さ れているものをいいます。
- (19) 「決済代行会社」とは、当社が指定する、請求書発行と回収を代行する会社をいいます。
- (20) 「当社ウェブサイト」とは、当社が以下のアドレスで指定する、三菱自動車電動車両サポートのウェブサイトをいいます。

[URL:http://ev-support.mitsubishi-motors.co.jp]

- (19)「会員 I D」とは、当社が会員に付与する、本 サービスを利用するにあたって必要となる I Dをいい ます。
- (20)「パスワード」とは、当社ウェブサイトの会員 専用ページにアクセスする際に必要なログイン用のパ スワードをいいます。
- (21)「充電スポット」とは、当社ウェブサイトにて 指定する充電サービスの提供場所をいいます。
- (22)「充電サービス」とは、会員が充電スポットに おいて、事前に当社に登録して頂いた電動車両の充電 を行うことができるサービスをいいます。
- (23)「付帯サービス」とは、当社ウェブサイトで指定する、充電サービス以外の、会員向けの各種サービスをいいます。
- (24)「本サービス」とは、充電サービス及び付帯サービスをいいます。
- (25)「本サービスガイド」とは、当社が配布又は当 社ウェブサイトに掲載する本サービスの利用に関する ガイドをいいます。
- (26)「充電カード」とは、本サービスを利用するために必要な、当社の発行する認証カードであって、あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録されているものをいいます。
- (27)「クレジットカード会社」とは、当社が指定するクレジットカードを発行し、会員が本サービスの料金支払のために入会申込み時に登録したクレジットカード会社をいいます。
- (28)「決済代行会社」とは、当社が指定する、料金に関する請求書発行および回収を代行する会社をいいます。
- (29)「当社ウェブサイト」とは、当社が指定するアドレスにて特定する三菱自動車電動車両サポートのウェブサイトをいい、平成29年4月1日現在の指定は以下のアドレスとします。

URL:http://ev-support.mitsubishi-motors.co.jp

第3条(本サービス利用方法)

会員等は、充電スポットに設置された充電認証器に、 充電カードに記録された電磁的情報を読み取らせて会 員認証を受けたときに、充電サービスの利用ができる ものとします。 また、会員等は、第16条第1項に規 定の方法により、付帯サービスの利用ができるものと します。

第4条(サービス利用期間)

- 1. 本サービスの利用期間は第7条第4項に定める利用開始日からとします。
- 2. (記載省略)

第3条(本サービス利用方法)

会員等は、充電スポットに設置された充電認証器に、 充電カードに記録された電磁的情報を読み取らせて会 員認証を受けたときに、充電サービスの利用ができる ものとします。 また、会員等は、第17条の規定に従 い、付帯サービスの利用ができるものとします。

第4条(サービス利用期間)

- 1. 充電サービスの利用期間は第7条第4項に定める 利用開始日からとします。付帯サービスの利用開始日 は、第17条の規定によります。
- 2. (現行通り)

第5条(サービス利用上の注意)

1. (記載省略)

- 2. 会員等は、本サービスを利用するにあたって、当 社が配布又は当社ウェブサイトに掲載する本サービス の利用に関するガイド(以下「本サービスガイド」と いいます)の内容を理解し、本サービスガイドに従っ て本サービスを利用することとします。
- 3. 会員等は、第7条に規定の手続きを経て登録した 電動車両(以下「登録した車両」といいます)に限っ て、本サービスを利用できるものとします。但し、修 理・点検等により登録した車両が利用できない期間に おける代車については、当該期間に限り当該代車について本サービスを利用できるものとします。
- 4. 本サービスを利用する場合、電動車両1台毎に本サービスの申し込みが必要となり、会員は、1つの会員契約により複数の電動車両について本サービスを利用することはできないものとします。
- 5. 個人会員においては、会員本人に限り本サービスを利用できるものとします。但し、個人会員は、その家族(2親等内の同居の家族に限ります)に対して、本サービスを利用させることができるものとします。
- 6. 法人会員においては、本サービスは、当該法人の 役員、従業員、並びに当該法人が本サービスの利用を 許諾した第三者(以下この役員、従業員及び利用を許 諾された第三者を「法人契約利用者」といいます)が 利用できるものとします。但し、法人契約利用者は、 その事業の目的のためにのみ本サービスを利用するこ とができ、私的利用はできないものとします。

7. (記載省略)

8. 会員等が、充電スポットで充電サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、会員等は、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、一時的に充電サービスを利用できない場合があることを了承します。

9.10. (記載省略)

11. 充電器によっては、充電器本体に表示される充電時間と、NCSネットワークで認識される充電時間が一致しない場合があります。その場合は、NCSネットワークで認識される充電時間を元に充電器利用料を計算します。

第5条(サービス利用上の注意)

1. (現行通り)

- 2. 会員等は、本サービスを利用するにあたって、本サービスガイドの内容を理解し、本サービスガイドに従って本サービスを利用することとします。
- 3. 会員等は、登録車両に限って、充電サービスを利用できるものとします。但し、修理・点検等により登録車両が利用できない期間における代車については、 当該期間に限り当該代車について充電サービスを利用できるものとします。
- 4. 本サービスを利用する場合、電動車両1台毎に本サービスの申し込みが必要となり、会員は、1つの会員契約により複数の電動車両について本サービスを利用することはできないものとします。なお、法人会員において、複数の電動車両について本サービスの申し込みをする場合は、それぞれを1つの会員契約とみなします。
- 5. 個人会員においては、会員本人に限り充電サービスを利用できるものとします。但し、個人会員は、その家族(2親等内の同居の親族に限ります)に対して、本規約を遵守させることを前提として、充電サービスを利用させることができるものとします。付帯サービスは、第17条の規定に従い利用できるものとします。6. 法人会員においては、充電サービスは、本規約を遵守させることを前提として、当該法人の役員、従業員、並びに当該法人が充電サービスの利用を許諾した第三者(以下この役員、従業員及び利用を許諾された第三者を「法人契約利用者」といいます)が利用できるものとします。付帯サービスは、第17条の規定に従い利用できるものとします。

7. (現行通り)

8. 会員等が、充電スポットで充電サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面、又は係員等からの指示がある場合、その指示に従うものとします。また、会員等は、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、一時的に充電サービスを利用できない場合があることを了承します。

9.10. (現行通り)

- 11. 会員等は、本規約に従って充電スポットを利用する行為を除き、他の者による充電スポットの利用を妨げる、又は妨げるおそれのある一切の行為を行わないものとします。
- 12. 会員は、会員等が暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、及びこれらに該当する者であったことはないことを表明

第6条(本規約の変更、追加、廃止)

1. 2. (記載省略)

3. 会員は、本サービスの利用条件等について、本サービス利用等の時点における最新の本規約、第17条のサービス提供会社が定める付帯サービスに関する規定等及び当社ウェブサイトに掲示する料金表その他の条件が適用されることを了承します。

第7条(会員登録の申込み及び会員契約の成立)

- 1. 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、当社所定の必要登録事項を届け出、当社が指定する申込方法により会員登録の申込みを行うものとします。
- 2. 当社は、前項の申込みに対して当社及びクレジットカード決済会社又は決済代行会社において所定の審査を行い、当社が入会を認めた申込者に対して充電カードを発行します。充電カードには、本サービスを利用するために必要な情報を電磁的に書き込むものとします。当社において、申込者に関する情報が、当社が指定するシステムに登録されたときに、当社と申込者の間で会員契約が成立するものとします。
- 3. (記載省略)
- 4. 本サービスは、充電カードが会員の手元に届いた時点から利用を開始することができます。
- 5. (記載省略)

第8条(会員 I Dとパスワードの管理)

- 1. 2. (記載省略)。
- 3. 当社ウェブサイトの会員専用ページにおいて会員 I Dとパスワードが不正使用されたことにより会員に 損害が生じた場合であっても、当社はその責任を一切 負わないものとします。また当社に当該不正使用によって損害が発生した場合は、会員が損害賠償すること とします。但し、当社の故意又は過失により当該損害が生じた場合はこの限りではありません。

第9条(記載省略)

第10条(個人情報の取り扱い)

1. 当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報(氏名、住所、電動車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、以下「個人情報」といいます)を本サービス提供の他、次の各号の目的で利用できるものとします。会員ご本人からの申し出があった場合には、次の各号の目的のための個人情報の利用を停止いたします。なお、当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員等による本サービスの利用履歴についても、個人情報と同等の取り扱い

し、保証するものとします。

第6条(本規約の変更、追加、廃止)

- 1. 2. (現行通り)
- 3. 会員は、本サービスの利用条件等について、本サービス利用等の時点における最新の本規約、サービス提供会社が定める付帯サービスに関する規定等及び当社ウェブサイトに掲示する料金表その他の条件が適用されることを了承します

第7条(会員登録の申込み及び会員契約の成立)

- 1. 申込者は、当社所定の必要登録事項を届け出、当 社が指定する申込方法により会員登録の申込みを行う ものとします。
- 2. 当社は、前項の申込みに対して当社及びクレジットカード決済会社又は決済代行会社において所定の審査を行い、当社が入会を認めた申込者に対して充電カードを発行し、会員に貸与します。充電カードには、充電サービスを利用するために必要な情報を電磁的に書き込むものとします。当社において、申込者に関する情報が、当社が指定するシステムに登録されたときに、当社と申込者の間で会員契約が成立し、申込者は会員としての資格を取得するものとします。
- 3. (現行通り)
- 4. 充電サービスは、充電カードが会員の手元に届いた時点から利用を開始することができ、会員は、充電カードが届く以前に充電サービスの利用ができないことを承諾するものとします。
- 5. (現行通り)

第8条(会員IDとパスワードの管理)

- 1. 2. (現行通り)
- 3. 当社ウェブサイトの会員専用ページにおいて会員 I Dとパスワードが不正使用されたことにより会員に 損害が生じた場合であっても、当社はその責任を一切 負わないものとします。また当社に当該不正使用によって損害が発生した場合は、会員が損害賠償することとします。

第9条 (現行通り)

第10条(個人情報の取り扱い)

当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報(氏名、住所、登録車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、以下「個人情報」といいます)を以下の各号の目的を達成するために利用するものとします。なお、当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員等による本サービスの利用履歴についても、個人情報と同等の取り扱いをするものとします。

(1) 本サービスの提供、申込受付、充電カードのデ

をするものとします。

- (1) 本サービス、その他当社又は当社の関連会社が 取り扱う商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールの送付等、当 社の販売促進目的で利用する場合
- (2) 本サービス、その他当社又は当社の関連会社が 取り扱う商品、サービス等の開発、品質向上、お客さ ま満足度向上、市場動向の把握等の目的でアンケート 調査の実施又は個人情報の集計・分析等する場合
- (3) その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報を利用する場合
- 2. 前項のほか、当社が本サービスの提供のために必要な業務(本サービスの申込受付、充電カードのデータ登録、充電カードの発送作業、付帯サービスの提供、各種決済手続き等)を第三者(以下「委託先」といいます)に委託する場合、委託先はその目的の範囲内で会員の個人情報を利用できるものとします。
- 3. 当社は、前項に基づき委託先に個人情報を利用させる場合、委託先における個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の予防に努めるとともに、委託先に個人情報の保護に関する法律及び関連する政省令、当社が以下のウェブサイトに掲載する個人情報保護方針並びにその他のガイドラインを遵守させるものとします。

[URL: http://www.mitsubishi-motors.co.jp/privacy/]

第11条(個人情報の第三者提供)

- 1. 会員は、当社が以下の各号の場合に会員の個人情報を各号に定める第三者に提供することを承諾するものとします。但し、会員は、個人情報の第三者への提供(以下「第三者提供」といいます)の停止を希望する場合、別途当社が指定する方法により、第三者提供を停止することができるものとします。
- (1) 本サービスを提供する目的でNCSに開示・提供する場合。但し、本目的におけるNCSへの会員の個人情報の提供を停止した場合、車両への充電の完了を通知する e メールが会員に届かないことをご了承ください。
- (2) 当社と当社が製造販売する車両の販売特約店契約を締結している販売会社(以下「三菱自動車販売会社」といいます)及び当社の関連会社が、会員に対して、自己の商品・サービス等、又はイベント・キャンペーン等の開催に関する郵便物、eメールを送付する等の販売促進目的で利用するために、当該三菱販売会社又は関連会社に開示・提供する場合
- (3) その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報を開示・提供する場合
- 2. 前項の他、会員は、当社が会員の個人情報を、個

- ータ登録、充電カードの発送作業、利用実績の集計、 付帯サービスの提供、各種決済手続き、会員のお申出・ お問合せへの対応。
- (2) 本サービスを含む当社、三菱自動車販売店及び 当社提携会社が取り扱う商品、サービス、イベント・ キャンペーン等の郵便物、eメールによるご案内、商 品等の販売促進。
- (3) 本サービスを含む当社、三菱自動車販売店及び 当社提携会社が取り扱う商品、サービス等のアンケー ト調査・集計・分析、商品等の開発、品質向上、お客 さま満足度向上、市場動向の把握。
- (4) 三菱自動車販売店及び当社提携会社に対する、 書面、電磁的記録媒体、送信等による以下の個人情報 提供。

(提供する項目)

氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等 の連絡先、及び会員のお申出・お問合せ・本サービス に係るお取引に関する情報

- (5) 法令の定め、行政の通達・指導等に基づく対応。
- (6) 前各号のほか、個別に会員の同意を得た利用目的。

第11条(個人情報の第三者提供)

- 1. 会員は、当社が以下の各号により会員の個人情報を第三者に提供することをあらかじめ承諾するものとします。
- (1) 本サービスの提供のためにNCSに個人情報を 提供すること。
- (2) 本サービスの料金請求のために、決済代行会社に個人情報を提供すること。
- (3) 前条の利用目的(4) 及び(5) に基づき、個人情報を提供すること。
- (4) 前条の利用目的の範囲において、当社の業務委託先に個人情報の取り扱いを委託すること。この場合、当社が委託先に適正な取り扱いを求め適切に監督を行います。
- (5) その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報 を提供すること。
- 2. 前項の他、会員は、当社が会員の個人情報を、個人を識別できないよう処理し、充電器利用状況分析、 道路情報分析又は第三者への情報等の提供サービスを 行うことを目的として当社が認めた第三者に提供する ことを承諾したものとします。

人を識別できないよう処理し、充電器利用状況分析、 道路情報分析又は第三者への情報等の提供サービスを 行うことを目的として当社が認めた第三者に提供する ことを承諾したものとします。

第12条(会員契約の解除)

- 1. 当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を当然に解除することができるものとします。
- (1) (記載省略)
- (2) 第9条第2項に該当したとき
- (3) 本サービスの会員資格を喪失したとき
- (4) ~ (7) (記載省略)
- (8) 基本料金、充電器利用料、その他の債務の履行 を遅滞し、又は支払を拒否したとき
- (9) 会員が支払停止になったとき(法人会員にあっては、破産、民事再生、会社更生、特別精算その他債務整理のための法的手続申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき)
- 2. 前項に基づき、会員契約が解除された場合、会員 は期限の利益を喪失し、直ちに第15条に定める利用 料金等の支払いその他の債務の履行をするものとしま す。
- 3. 4. (記載省略)

第13条・第14条(記載省略)

第15条(利用料金等)

- 1. (記載省略)
- 2. 基本料金については、会員契約が成立した月の翌 月分から発生するものとします。
- 3. 充電器利用料については、充電器の利用を開始した時点で発生し、充電器の利用を開始した時点での料金が適用されるものとします。
- 4. 会員は、料金プランの変更を希望する場合、当社 所定の方法で届け出ることにより、当該届を当社が受 領した日の翌月から、料金プランを変更することがで きるものとします。但し、申し込みのタイミングによ っては翌々月からの変更となる場合があります。
- 5. 会員が前項によりプラン変更をする場合、プラン変更手数料(金3000円、消費税別)を会員は当社に対して支払うものとします。但し、当該届を当社が受領した時点での料金プランで最初に基本料金が発生した月を、現プラン加入1ヶ月目として、プラン変更日が12ヶ月目の末日以降となる場合は、プラン変更手数料を要さないものとします。

第12条(会員契約の解除)

- 1. 当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、 何らの通知、催告をすることなく会員契約を当然に解 除することができるものとします。
- (1) (現行通り)
- (2) 入会申込み内容に虚偽があったとき
- (3) 第9条第2項に該当したとき
- (4)~(7)(現行通り)
- (8)料金、その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき
- (9) 会員が支払停止になったとき(法人会員にあっては、破産、民事再生、会社更生、特別精算その他債務整理のための法的手続開始の申立てを受けたとき、 又は自ら申立てをしたとき)
- (10)会員等が、本サービスの運営を妨害する行為、 当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を損害する 行為、第三者もしくは当社に不利益を与える行為、そ の他当社が不適当であると判断する行為を行ったとき
- 2. 前項に基づき、会員契約が解除された場合、会員 は期限の利益を喪失し、直ちに第15条に定める料金 並びに第13条3項に定める退会金の支払いその他の債 務の履行をするものとします。
- 3. 4. (現行通り)

第13条・第14条(現行通り)

第 15 条 (料金等)

- 1. (現行通り)
- 2. 基本料金については、会員契約が成立した月の翌月分から発生するものとします。各月の基本料金は、当該月の前月末日をもって退会する場合を除き、当該月の前月末日に発生するものとします。会員たる期間が一月に満たない月についても基本料金は日割り計算しないものとします。
- 3. 充電器利用料は、NCSから当社に送信される会員の充電器利用実績の情報を元に計算するものとし、会員は、充電器本体に表示される充電時間等の情報と一致しない場合や、充電停止時間も含めて充電器利用時間として算出される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4. 充電器利用料については、充電器の利用を開始した時点で発生し、充電器の利用を開始した時点での料金が適用されるものとします。ただし、NCSから当社への充電器利用実績情報の送信に遅延が発生した場合には、当社が情報を取得した時点での料金が適用さ

- れ、情報を取得した月の充電器利用料として計上される場合があることを会員はあらかじめ承諾するものと します。
- 5. 会員は、料金プランの変更を希望する場合、当社 所定の方法で届け出ることにより、当該届を当社が受 領した日の翌月から、料金プランを変更することがで きるものとします。但し、申し込みのタイミングによ っては翌々月からの変更となる場合があります。
- 6. 会員が前項によりプラン変更をする場合、プラン変更手数料(金3000円、消費税別)を会員は当社に対して支払うものとします。但し、当該届を当社が受領した時点での料金プランで最初に基本料金が発生した月を現プラン加入1ヶ月目として、プラン変更日が12ヶ月目の末日以降となる場合は、プラン変更手数料を要さないものとします。
- 7. 会員等は、電動車両の駆動用電池の残量、温度、 車種および充電器の最大出力仕様等の条件により時間 当たりの充電量が異なるため、充電サービスが一定時 間あたりの充電量を保証するものではないことを十分 に理解した上で充電サービスを利用し、充電サービス の利用に起因する充電量に関しては当社が一切の責任 を負わないことに同意したものとみなします。
- 8. 当社は、会員からの本サービス利用の一時中断及びそれに伴う料金の減額等の請求は受け付けないものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。 9. 会員は、当社ウェブサイトの会員専用ページにおける充電サービスの利用履歴画面及び決済代行会社が発行するもの以外の料金明細書面及び領収証について、発行されないことをあらかじめ承諾するものとし

第16条(お支払方法)

- 1. 個人会員は、毎月末締めで翌月以降の当社が指定する日に、個人会員が登録したクレジットカードにて、クレジットカード決済会社を通じて料金を支払うものとします。
- 2. 法人会員は、毎月末締めで翌月以降の当社が指定する日に、決済代行会社を通じて、当社が発行する請求書に基づき料金を支払うものとします。法人会員は、当社が法人会員に対して有する利用料金等の代金債権を決済代行会社に対して譲渡し、決済代行会社が法人会員に対して利用料金等の請求をすることをあらかじめ承諾するものとします。

3. (記載省略)

4. クレジットカードの有効期間の満了等、クレジットカード決済会社又は決済代行会社の規定その他の事由により、当社が、第1項に定める基本料金及び充電器利用料等についてクレジットカード決済会社又は決

第16条(お支払方法)

ます。

- 1. 個人会員は、毎月末締めで翌月以降の当社が指定する日に、個人会員が登録したクレジットカードにて、クレジットカード決済会社を通じて料金を支払うものとします。
- 2. 法人会員は、毎月末締めで翌月以降の当社が指定する日に、決済代行会社が発行する請求書に基づく銀行振込または口座振替により料金を支払うものとします。法人会員は、当社が法人会員に対して有する料金にかかる債権を決済代行会社に対して譲渡し、決済代行会社が法人会員に対して料金の請求をすることをあらかじめ承諾するものとします。

3. (現行通り)

4. クレジットカードの有効期間の満了等、クレジットカード決済会社又は決済代行会社の規定その他の事由により、当社が、料金についてクレジットカード決済会社又は決済代行会社から支払いを受けられない場

済代行会社から支払いを受けられない場合、会員は、 基本料金及び充電器利用料等を、当社が定める方法に より直ちに当社に支払うものとします。その際、再請 求に伴い発生する諸費用は会員に請求できるものとし ます。

5. 会員の本サービスの利用に関する支払について、 本規約に加え、会員は、クレジットカード決済会社又 は決済代行会社の規約に従うものとします。

- 合、会員は、料金を、当社が定める方法により直ちに 当社に支払うものとします。その際、再請求に伴い発 生する諸費用は会員に請求できるものとします。
- 5. 会員の料金に関する支払について、本規約に加え、 会員は、クレジットカード決済会社又は決済代行会社 の規約に従うものとします。
- 6. 会員は、会員が料金を本条に定める方法、期限ま でに支払わない場合、当社が支払を確認できるまで、 本サービスの提供を一時的に停止することがあり、本 項に基づくサービスの提供停止期間中であっても基本 料金が発生することを承諾するものとします。また、 いずれの料金についても、支払期日の翌日から当社が 支払いを受けた日まで年14%の割合で計算した額が 遅延利息として発生するものとします。

第17条(付帯サービス)

1. 会員等は、当社又は当社が提携する第三者(以下 「サービス提供会社」といいます。) が提供する付帯サ ービスを、当社又はサービス提供会社所定の方法によ り利用することができます。会員等が利用できる付帯 サービスの内容、利用方法等については、当社ウェブ サイト又はその他の方法により通知又は公表します。

2.~4. (記載省略)

第18条(会員の自己責任)

4. 会員は、会員等による本サービスの利用により当

1. ~ 3. (記載省略)

社又は第三者に対して損害を与えた場合(会員等が、 本規約における義務を履行しないことにより第三者又 は当社が損害を被った場合を含みます。)、自己の責任 と費用をもって、その損害を賠償するものとし、これ により当社が被った損害の一切について賠償するもの とします。また、会員は、会員等が責を負うべき責任 について当社が代位弁済した場合、その弁済額とあわ せ弁護士費用を含む必要なる費用についても、当社に 賠償するものとします。

第19条(損害賠償)

- 1. 会員は、会員等による本サービスの利用に関連し て第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を 賠償するものとします。
- 2. 3. (記載省略)

第20条(免責事項)

- 1. 当社は、次の各号の一に該当するときは、そのた めに生じた会員等の損害について一切の責任を負いま
- (1) 充電器のメンテナンス、充電器の不具合に起因 するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき
- (2) 会員の電動車両の不具合に起因するトラブルで

第 17 条 (付帯サービス)

1. 会員等は、当社又はサービス提供会社が提供する 付帯サービスを、当社又はサービス提供会社所定の方 法により利用することができます。会員等が利用でき る付帯サービスの内容、利用方法等については、当社 ウェブサイト又はその他の方法により通知又は公表し

2.~4. (現行通り)

第18条(会員の自己責任)

1. ~3. (現行通り)

4. 会員は、会員等が負担すべき債務について当社が 弁済した場合、その弁済額とあわせ弁護士費用を含む 必要なる費用についても、当社に賠償するものとしま す。

第19条(損害賠償)

1. 会員は、会員等による本サービスの利用に関連し て、その責に帰すべき事由により、当社又は第三者に 損害を与えたときは、その損害を賠償するものとしま す。

2. 3. (現行通り)

第20条(免責事項)

- 1. 当社は、次の各号の一に該当するときは、そのた めに生じた会員等の損害について一切の責任を負いま
- (1) 充電器のメンテナンス、充電器の不具合に起因 するトラブルで充電サービスの利用ができなかったと き

本サービスの利用ができなかったとき

- (3) (記載省略)
- (4) 通信手段の障害等により、充電カードの利用が 遅延又は不能になったとき
- (5)~(8)(記載省略)
- (9) 会員情報の登録時の誤り、又は適切に会員情報の更新が行われていないなど、会員情報の不備により、当社から会員への充電カードの発送又は会員に対する連絡が延着又は到達しなかったとき
- (10) その他天災地変など不可抗力により、本サービスを利用できないとき
- 2. 当社の故意又は過失により、会員が損害を被った場合、当社は当該行為から直接発生した損害について、損害賠償責任を負うものとします。但し、特別の事情により生じた損害、派生的損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。
- 3. 当社は、会員等が本規約又は付帯サービスの利用 等に関する規定等又は本サービスガイドに規定の事項 に従わない方法で本サービスを利用したときに発生し た損害につき、何らの責を負わないものとします。

- (2)登録車両の不具合に起因するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき
- (3)(現行通り)
- (4) 通信手段の障害及び充電カードの不具合等により、充電カードの利用が遅延又は不能になったとき
- (5)~(8)(現行通り)
- (9) 会員情報の登録時の誤り、又は適切に会員情報の更新が行われていないなど、会員情報の不備、又は当社の責によらない事由により、当社から会員への充電カードを含む送付物の発送又は会員に対する連絡が延着又は到達しなかったとき
- (10)会員等が本規約又は付帯サービスの利用等に 関する規定等又は本サービスガイドに規定の事項に従 わない方法で本サービスを利用したとき
- (11) その他天災地変など不可抗力により、本サービスを利用できないとき
- 2. 本サービスの履行に関し、当社の故意又は過失により、会員が損害を被った場合、当社は当該行為から直接発生した損害について、損害賠償責任を負うものとします。但し、特別の事情により生じた損害、派生的損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

第21条(権利義務の譲渡禁止)

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく 権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継 させ、又は担保に供することはできないものとします。

第21条(権利義務の譲渡禁止)

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。会員は、第5条第5項及び第6項の場合を除き、本サービスの利用権の全部又は一部を第三者に貸与することはできないものとします。

第22条(専属的合意管轄裁判所)

- 1. 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、 東京地方裁判所を当社と会員の第一審の専属的合意管 轄裁判所とします。
- 2. 本規約に基づく権利行使及び義務履行については、 準拠法として日本法が適用されるものとします。

第22条(専属的合意管轄裁判所)

- 1. 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2. 本規約に基づく権利の行使及び義務の履行については、準拠法として日本法が適用されるものとします。

第23条(記載省略)

【問合せ先】(記載省略)

(附則) (記載省略)

(更新履歴)

2015年3月1日 作成

第23条(現行通り)

【問合せ先】(現行通り)

(附則) (現行通り)

(更新履歴)

2015年3月1日 作成

2017年4月1日 更新

以上

以上